

三労発基0115第4号

令和8年1月15日

四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について

平素は、労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）について、令和8年1月1日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物が追加されました。

これに伴い、令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和8年1月1日から適用されますので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。